



医療機関版

NEWS LETTER

2016 年 12 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

医療施設数 病院は減少、診療所は増加



平成 27 年の「医療施設（動態）調査」「病院報告」の結果（年報）が厚生労働省より公表されました。全国の医療施設の現況や、患者数、病床利用率、従事者数等のデータを得ることができます。今回はこの内容に注目します。

法人が増え、個人が減少

平成 27 年は、病院は前年より 13 施設減少し 8,480 施設、一般診療所は 534 施設増加し 100,995 施設となりました。歯科診療所は 145 施設増の 68,737 施設です。

開設者別のデータは下表のとおりです。すべての区分において、医療法人が増加し、個人開業の施設が減少していることが分かります。

平成 27 年		施設数	対前年比
病院	全体	8,480	△0.2%
	うち 医療法人	5,737	0.3%
	個人	266	△8.0%
一般診療所	全体	100,995	0.5%
	うち 医療法人	40,220	1.9%
	個人	43,324	△1.2%
歯科診療所	全体	68,737	0.2%
	うち 医療法人	12,880	3.9%
	個人	55,244	△0.6%

病院の一日平均患者数は減少

全国の病院の「1 日平均在院患者数」は前年より 0.5%減少の 1,255,404 人、「1 日平均外来患者数」は前年比 0.4%減の 1,366,693 人となりました。病院の平均在院日数は 29.1 日で、前年より 0.8 日の短縮となっています。

常勤の医師、看護師数は増加

病院の常勤換算従事者数は、「医師」が 214,677.8 人（前年比 2.2%増）、「看護師」が 787,404.2 人（同 2.6%増）でした。人口 10 万人に対する病院の常勤換算医師数は全国で 168.9 人で、高知県が最も多く 246.0 人、埼玉県が最も少なく 118.9 人となっています。

※厚生労働省「医療施設（動態）調査・病院報告」

全国の医療施設（病院・診療所）から提出された申請・届出や報告を集計したもの（病院報告は病院及び有床診療所）。詳しい内容は次の URL より該当調査へのリンクでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/15/index.html>

平成 26 年度 国民医療費は人口 1 人当たり 32 万 1,100 円

厚生労働省の発表によると、平成 26 年度の国民医療費は 40 兆 8,071 億円（前年度比 1.9%増）、人口 1 人当たりの国民医療費は 32 万 1,100 円で、前年度より 6,400 円増で過去最高となり

ました。国内総生産（GDP）に対する国民医療費の比率は 8.33%。前年度に比べ、医科診療医療費は 1.8%増、歯科診療医療費は 1.9%増、薬局調剤医療費は 2.4%増となっています。

男女別 外来患者の病院を選んだ理由

患者が医療機関を選ぶ理由には、どのようなものがあるのでしょうか。ここでは、外来患者が病院を選んだ理由を男女別、年齢階級別にみていきます。

9 割の人に選んだ理由がある

厚生労働省の調査結果^{*}によると、外来患者が病院を受診する際に、病院を選んだ理由があるとした割合は 91.3% となりました。そしてその理由について、男女別年齢階級別にまとめると以下のとおりです。

交通の便より医師の紹介

病院を選んだ理由として最も割合が高かったのは、男女ともに「医師による紹介」でした。病気や怪我の種類によっては、紹介された医療機関を受診する必要があることから、割合が高くなったものと思われます。また男女ともに、2 番目、3 番目も同じ理由で、「交通の

便がよい」、「専門性が高い医療を提供している」になりました。

女性の場合、年齢階級が高くなると「交通の便がよい」の割合が高くなる傾向がみられます。そのほか、男女ともに 0~14 歳と 75 歳以上の年齢階級で、他に比べて「医師や看護師が親切」の割合が高くなっています。また「建物がきれい・設備が整っている」の割合は、女性の 15~39 歳だけ 10% を超えましたが、その他はいずれも 1 桁台にとどまりました。

少子高齢化が進む中、高齢者の回答割合の高い病院を選んだ理由は、競合他院との差異化ポイントとなるものと思われます。

年齢階級別 外来患者が病院を選んだ理由 (複数回答、%)

	医師による紹介	家族・友人・知人からのすすめ	交通の便がよい	医師や看護師が親切	専門性が高い医療を提供している	建物がきれい・設備が整っている	その他
男性全体	37.6	16.7	26.2	14.5	24.7	7.7	12.8
0~14歳	32.5	19.0	22.1	17.9	22.3	7.9	20.3
15~39歳	30.3	20.5	26.8	7.2	15.7	6.3	22.7
40~64歳	34.7	16.3	28.0	10.8	23.3	7.9	16.0
65~74歳	40.3	15.5	25.2	15.0	27.7	7.8	9.8
75歳以上	41.7	16.3	26.3	19.3	26.9	7.9	7.3
不詳	34.2	19.8	25.0	15.5	15.8	5.1	12.3
女性全体	35.0	20.4	28.1	16.4	23.9	8.1	13.2
0~14歳	34.3	18.5	21.5	20.3	21.4	8.1	18.2
15~39歳	34.0	21.9	25.9	10.3	21.5	10.6	19.4
40~64歳	34.9	19.2	26.7	12.4	25.0	8.9	16.9
65~74歳	36.5	20.2	28.4	17.0	26.1	6.6	10.2
75歳以上	34.5	21.3	31.4	21.6	22.5	7.4	8.5
不詳	28.4	19.1	29.6	13.0	17.0	5.7	16.5

厚生労働省「平成26年受療行動調査」より作成

^{*}厚生労働省「平成 26 年受療行動調査」

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象に、層化無作為抽出した患者を客体とした 3 年ごとに実施される調査です。28 年 10 月時点で 26 年の調査が最新の結果です。なお外来患者の有効回答数は 99,690 となっています。詳細は、次の URL のページからご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/34-17.html>

医療機関でみられる 人事労務Q&A

『就業規則を周知しない場合のリスクとは・・・』



当院では就業規則を策定していますが、事務長の机の引き出しの中にしまっているため、最近入職をした職員からおかしいのではないかと指摘を受けました。職員に知られたくないことも多いため、できれば見せたくありませんが、問題がありますか？



就業規則については、労働基準法によって周知義務が課せられており、職員への未周知は、就業規則自体の有効性を失わせる可能性があります。インターネットで容易に情報が入る時代でもあり、明確なルールとして周知して運用することが組織風土面においても望ましいでしょう。

詳細解説：

就業規則は、職場における統一的なルールを定めたものであり、常時 10 人以上の職員を使用する事業場においては作成し、管轄の労働基準監督署に届け出をしなければなりません（労働基準法第 89 条）。しかし、就業規則には、休日や休暇、賃金等について必ず明記しなければなりませんので、職員が就業規則を見て年次有給休暇の取得の申し出を頻繁にしてくることを危惧し、周知をしていない医療機関が少なくありません。



いまやインターネットによって様々な情報が簡単に得られる時代であり、就業規則を隠し通したところで、年次有給休暇の取得の申し出等を抑えることは難しく、むしろ経営者に対して不信感を募らせてしまう可能性があります。更にはその不信感が離職へ発展してしまうことも想定されます。

一方、就業規則は職員の年次有給休暇のような権利を定めるだけのものではありません。労働裁判で有名なフジ興産事件（最高裁・平成 15 年 10 月 10 日判決）では『使用者が労働者を懲戒するにあたっては、あらかじめ就業規則において懲戒の種類とその事由を定めておくことが必要であり、また、就業

規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生ずるためには、その内容の適用を受ける事業所の労働者に周知させる手続きが採られていることを要するというべきである』と判示していますので、就業規則を周知していない場合には、懲戒事由等が発生した際にその有効性が問われるリスクを抱えます。

以上のことより、労使間の良好な労使関係を保つためにも就業規則を周知することが必要です。なお、周知方法については、労働基準法第 106 条等において、以下のような方法を採用よう定められています。

- ①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること
- ②書面を交付すること
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

実際、就業規則を周知したところで全職員が自己の保有する権利をすべて行使するとは考え難く、職員を信じて周知し、お互いに働きやすい環境を労使双方で考えていくという姿勢に切替えていくことが望まれます。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

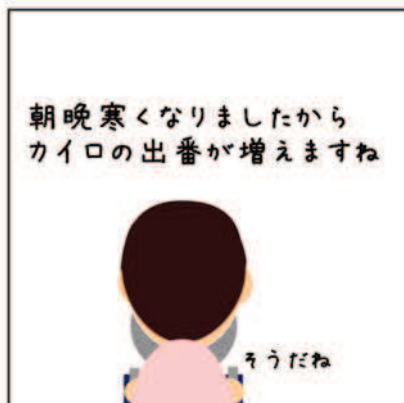
今月の接遇ワンポイント情報

『声掛け』



ワンポイントアドバイス

声掛け



院内見学をしていますと、患者様一人一人に分かりやすい声掛けをしているスタッフがいらっしゃいます。

ここでの「分かりやすい」とは、患者様の立場に立った分かりやすい+α（プラスアルファ）の声掛けです。

事例の場合のアイさんは、『蟹さん』に対してただ移動を促すだけでなく、“迎えの車が到着する時間だから”という移動する理由を分かりやすく伝えていきますね。

また、アイさんは『蟹さん』の目線にあわせるように、身をかがめて顔の位置も下げているようです。とても気持ちのよい対応ですね。

このような言葉を患者様に伝える“声掛け”を行うためには、スタッフ一人一人が流れを全体的に把握しておくことが必要です。

目の前のことにしか目を向けることができなければ、前後の流れに関連した対応ができなくなります。こういった仕事の方法を縦割り業務と言います。要するに、融通が利かず、気配りができないことを差します。

皆様の対応は、いかがでしょうか？

一度、患者様の動きを全体的に把握して、どのような言葉を伝えると分かりやすく安心して頂けるのか、考えてみましょう。